

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項 : 第4条第1項
処 分 の 概 要 : 自動車の保管場所証明
原権者(委任先) : 警察署長
法 令 の 定 め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条(保管場所の確保)、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条(保管場所の要件)、第2条(保管場所の確保を証する書面等)、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条(保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等)、第2条(保管場所の確保を証する通知の申請の手続等)
審 査 基 準 : 審査基準が法令の定めに尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。
標 準 処 理 期 間 : 7日(行政庁の休日を含まない。)
申 請 先 : 申請は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口にしてください。
問 い 合 わ せ 先 : 交通部交通規制課規制総務係(電話059-222-0110)、警察署交通課
備 考 :